

23年度の決算状況.....②～④

24年度補正.....⑤

一般質問のやりとり報告.....⑥～⑬



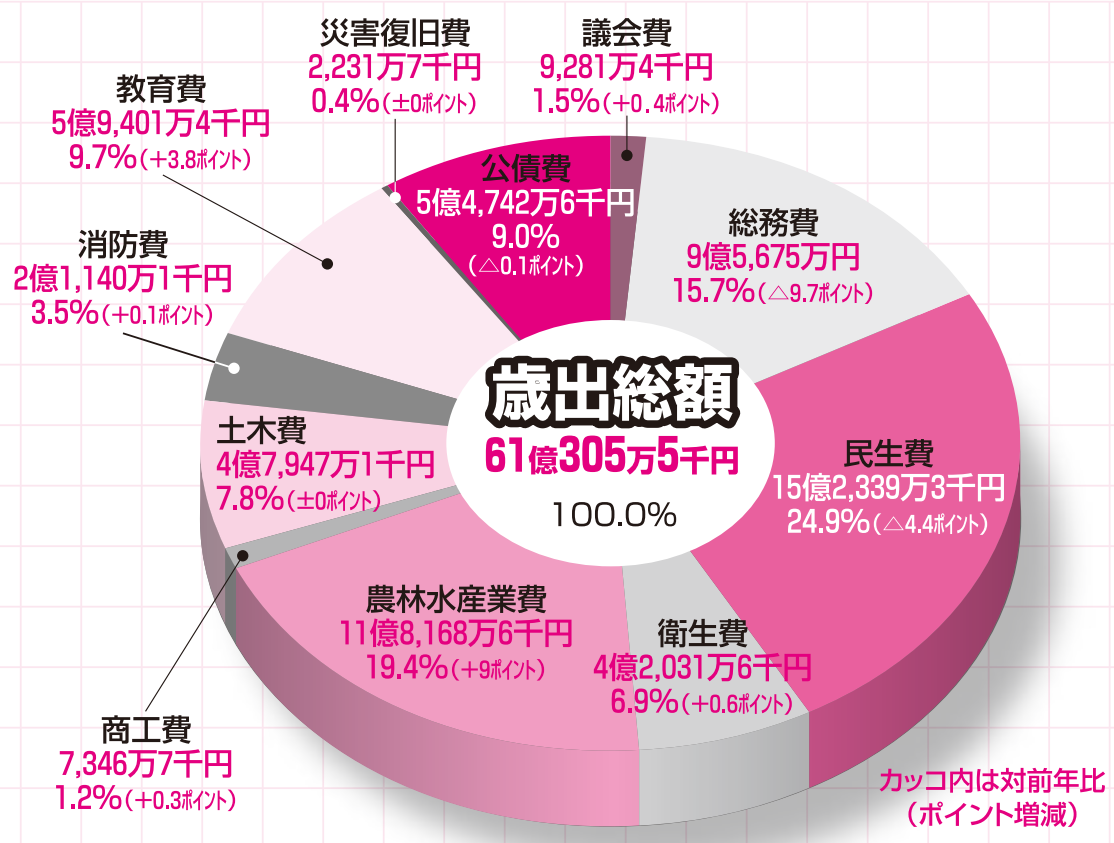
おめでとう理恵さん!! 町民栄誉賞第一号



平成23年度
決算

1億1,585万円の黒字
滞納額は年々増加へ

9月定例会が19日から26日までの8日間開かれました。1億1,585万円の黒字の一般会計歳入歳出決算や8.5%となる実質公債費比率といった町財政健全化判断比率の状況、1億4,951万5千円を追加する24年度一般会計補正予算など合わせて27件が上程されました。総務文教・産業厚生両常任委員会協議会を開き審査の結果、報告・提案された議案の全てを全会一致で原案のとおり、認定、可決しました。うち議案第45号(※) 議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定について修正動議がだされましたが否決されました。地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書採択についての陳情は採択、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情は継続審査になりました。一般質問では8名が行いました。



不納欠損額	収入未済額
139万2千円	8,564万円
455万3千円	8,166万1千円
0円	114万3千円
0円	0円
22万7千円	398万6千円
0円	0円
0円	32万7千円
0円	20万円
617万2千円	1億7,295万7千円

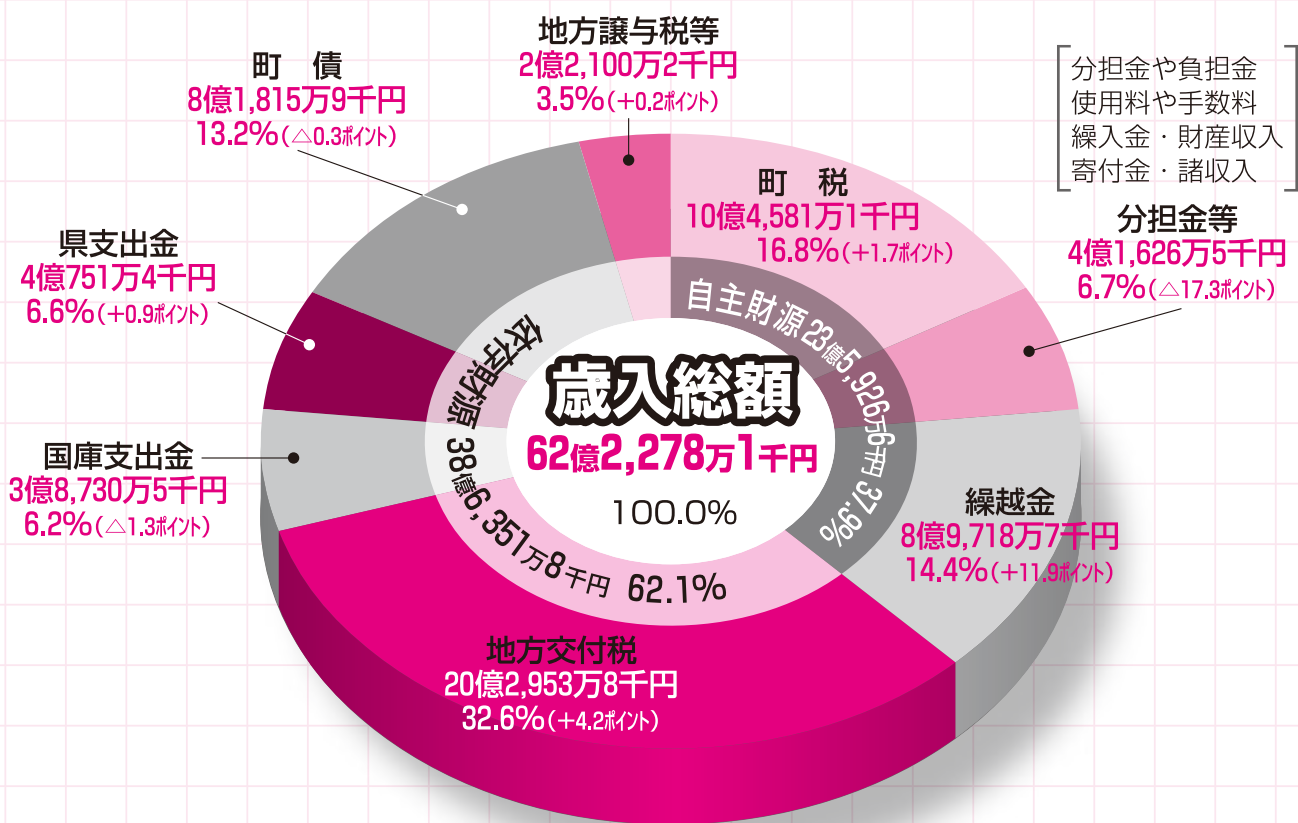
(※) 第45号議案
議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定について第2条 前条の規定に基づき、議会の議決に付すべき事件は、次のとおりとする。
(1) 定住自立圏構想要綱の規定による定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は廃止を求める旨を通告すること。
(2) 町民栄誉賞の授与の決定及び取り消しの承認に関すること。
について、橋永芳政議員より、定住自立圏形成協定に関しては、執行部より十分な説明があつていないとして、(1)号を削除し、(2)号を第1号とするよう提案されましたが、執行部原案に賛成9人により、原案が可決しました。

議会のことば 「決算の認定」

「決算」は、歳入歳出予算に基づく収入と支出の結果を集計した計算書です。そしてまた、予算を執行した結果どのような成果を挙げたかを示す成果方向書でもあります。税金の使い道を決める予算の審議と、その使われた結果を予算に照らして検討し、以後の行財政運営の改善に役立てる意味があります。



久重南石倉地区



会計別	決算		差引残額
	収入済額	支出済額	
一般会計	62億2,278万1千円	61億305万5千円	1億1,972万6千円
国民健康保険特別会計	15億1,407万1千円	14億609万8千円	1億797万3千円
公共下水道事業特別会計	1億6,685万6千円	1億6,685万6千円	0円
簡易水道事業特別会計	351万9千円	351万9千円	0円
介護保険事業特別会計	12億2,903万9千円	11億6,312万2千円	6,591万7千円
介護サービス事業特別会計	2億5,151万4千円	1億8,071万2千円	7,080万2千円
浄化槽整備推進事業特別会計	7,703万2千円	7,465万6千円	237万6千円
後期高齢者医療特別会計	1億2,092万6千円	1億2,052万3千円	40万3千円
合計	95億8,573万8千円	92億1,854万1千円	3億6,719万7千円

町の財政 どうなってるの？

平成23年度の町の健全化判断比率の状況について審査した監査委員からの意見書を紹介します

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼して実施しました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

健全化判断比率	平成23年度	平成22年度	早期健全化基準
実質赤字比率※①	0.0%	0.0%	15.0%
連結実質赤字比率※②	0.0%	0.0%	20.0%
実質公債費比率※③	8.5%	9.5%	25.0%
将来負担比率※④	2.9%	3.7%	350.0%

(2) 個別意見

4比率とも良くなっています。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

※実質収支 地方公共団体の純剰余又は純損失。
 ※①実質赤字比率 財政の赤字の深刻度を把握するための比率。
 ※②連結実質赤字比率 自治体が自由に使える収入の標準額に対する全会計の赤字額の割合。
 ※③実質公債費比率 自治体の収入に対する借金の返済びりを示す数値。
 ※④将来負担比率 自治体が将来支払う可能性がある負債の一般会計に対する比率。
 ※⑤実質収支比率 実質収支の適否を判断する指標。
 ※⑥経常収支比率 一般財源のうち毎年経常的に支出される経費（人件費・公債費等）に充当されたものが占める割合。
 ※⑦財政力指数 財政力の豊かさを示す指数。

参考 財政諸指数の推移

	実質収支比率※⑤	経常収支比率※⑥	財政力指数※⑦	実質公債費比率
平成23年度	3.5%	87.2%	0.36%	8.5%
平成22年度	3.5%	83.2%	0.38%	9.5%
標準値	3～5%が望ましい	比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいる	1に近いほど良好	25%を超えると起債発行が制限される

* 玉名郡内の実質公債費比率は和水町が8.3%、玉東町が10.9%、長洲町が19.4%です。(H23)

23年度決算へ 監査委員より

不能欠損額は一般会計において個人町民税(13件)206,639円、法人町民税(1件)50,000円、固定資産税(37件)755,400円、軽自動車税(48件)179,400円で、地方税法第18条1項及び同法15条の7第4項及び第5項に基づく時効不能欠損等でやむを得ないと認めました。しかし、町税の滞納額は年々増加しており、収納については一層の努力をするべきです。

24年度一般会計補正予算 1億4,951万5千円追加、総額50億7,051万1千円に

一般会計補正予算 H24年8月1日専決処分

主要内容
として










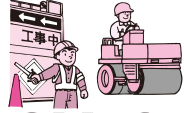








財政調整基金費……………△600万円 非常備消防費……………130万3千円
農地等災害復旧費……………413万7千円

(消防団費用弁償、出場補助金、災害測量設計委託料22件など含む)

一般会計補正予算 H24年9月26日議決

諸 費…………… 179万3千円
(熊本県豪雨災害被災地義援金、町民栄誉賞授与式典委託料外)
介護基盤緊急整備特別対策事業補助金…1,550万円
(地区公民館改修 7地区)
県営土地改良事業費負担金…1,400万円
(南関西、東地区)

道路新設改良費……………1,516万1千円
(大西～桜原線外 委託料、用地費等)
農地等災害復旧費……………4,129万9千円
(現年災22件)
河川等災害復旧費……………3,069万9千円
(現年災9件)

地方交付税  △345万8千円	分担金や負担金  114万4千円	総務費  561万6千円	民生費  2,803万8千円	衛生費  747万3千円
国庫支出金  △6,427万4千円	県支出金  5,859万3千円	農林水産業費  1,344万5千円	商工費  24万9千円	土木費  2,011万6千円
繰入金  3,800万円	繰越金  1,585万5千円	消防費  60万4千円	教育費  311万6千円	災害復旧費  7,199万8千円
諸収入  482万円	町債  9,883万5千円	予備費  △114万円	補正項目のみ 掲載しています	
歳 入			歳 出	

特別
会計

国民健康保険…4,165万5千円 公共下水道…354万円 簡易水道事業…2万円
介護保険事業…6,021万円 浄化槽整備推進事業…10万円 後期高齢者医療…45万5千円

※△は減額、無印は増額を示しています。 ※特別会計は補正額を示しています。

町長交際費の支出 金額にバラツキあり

島崎



6番議員
島崎英樹

支出基準を設けたい

町長

①交際費の支出基準

Q 町ホームページで町長交際費の支出先と支出額が公開されているが、各種団体総会や行事への寸志の金額にバラツキがある。支出基準を設けて町民に分かりやすい運用を図る必要があるのではないか。

A 町長 現在、支出基準はないが、いわゆる御樽代は5千円から1万円の範囲で対応。企業誘致等の土産として南関そうめんを購入し、協賛金等は主に町村会で金額を統一している。今後は近隣市町を参考に支出基準を設けたい。

管理

Q ②農村広場グラウンドのグラウンドの改修工事が行われ、平成24

年3月から利用が始まった。水はけも良くなり、ウォーキングコースの利用も多いようだ。末永く大切に利用されることを願うものだが、グラウンドへの車の乗り入れはダメジが大きく、ウォーキングコースはスパイク

シューズ等で傷つきやすいと聞く。今後の管理を問う。

A 教育課長 車両の進入や犬の散歩・スパイク使用等を禁止する看板設置を検討している。ただし、町民体育祭の時は駐車場が足りないのでは



農村広場（ウォーキングコース）

グラウンドに普通乗用車の乗り入れは許可しようと考えている。施工業者によると年に1回ならば問題ないそうだ。

おすし 改修工事には1億円近く掛かった。

マナーの向上と利用者への指導徹底を願う。

③町民栄誉賞の創設と授与

Q ロンドン・パラリンピックで南関町豊永出身の浦田理恵さんが金メダルに輝いた。町民栄誉賞第一号で表彰してほしいと願う。町長の考えを尋ねる。

A 町長 浦田さんの金メダル獲得は、まさに郷土の誇り。本定例会で町民栄誉賞授与の関連議案を提案した。



ドンパラリンピック金メダリスト 浦田理恵様
町民栄誉賞授与式

A 教育課長 議会議決後できるだけ早く授与式を開きたいと思っているが、浦田さんの都合と子どもたちも参加できる日ということで10月20日(土)を考えている。

Q 賞状と記念品に加え金一封は考えているのか。

A 町長 (金額を) なかなか決めがたい。

おすし 浦田さんは20歳の時に病気で目が不自由になった。今回の金メダルは偉業で、感動と喜びを町全体で共有したい。



11番議員

酒見 喬

赤字続きの施設、抜本的改革を考えるべき

酒見

今後施設の有り方については時間をかけて考えたい

副町長

総合文化福祉センター（うから館）の現状と課題

Q 最近の施設の利用状況はどうか。

A 福祉課長 一般風呂及び家族風呂とも利用者が年間2000人ほど減少している。

Q 23年度の収支決算はどうなっているか。

A 福祉課長 入浴者数の減少それから燃料費の高騰などが影響し1000万円以上の赤字との報告を受けている。

Q 指定管理者の公募と今後施設の利用などどう考えるか。

A 町長 指定管理者の期限は5年で今年度が最後となる。次年度からの指定管理者の公募を8月に行ったが応募はな

かった。しかし、現在の指定管理者から応募の意思はあるが今の業務の様書では健全な運営ができない、変更してほしいとの要望があっている。

Q 町の第3セクター時代から赤字続きの施設を一部変更で指定管理者にお願いするより、皆なで知恵を出し合い今後赤字が出ないような施設に改革し、指定管理者制に改めるべきではないか。

A 副町長 現指定管理者が仕事をやる意思があるならば協議を進めたかと思っている。そして、その5年間で今後この施設をどうすればよいか有識者等の意見も含め方向性を持ち出すならば思っている。

Q 南関高校存続運動と県の反応はどうか。

A 町長 熊本県高校再編関係市町村連絡協議会と連携し存続を強く求めている。

県は後期の実施決定が行われていない状況なの

で、地元の意見を聞き丁寧な説明を行っていくとの回答を受けている。

Q 県教の計画では28年度をもって閉校の予定だがその計画はあるのか。

A 教育課長 県では再編対象校の跡地計画については、県立高校整備跡地活用委員会などを設置し、地元の意向、知事部局、関係課とも連携しながら全庁的な体制で検討を行っている。

Q 跡地利用の件については時期尚早のように思うが南関町民が一番利用し易くするためにどのような施設となるよう計画的に要望を考えるべきだ。

A 町長 教育長は分

校にでもとい



う姿勢で県に訴えておられる段階だ。最終実施計画が年内または年度内に発表されるまでは跡地の問題についてはそっとしておくべきと考える。

Q 国道443号肥猪口バス停付近で事故が繰り返されている。なぜいつまでも整備されないのか。

A 町長 指摘の通り幅員が狭くなって危険な箇所がある。町は山鹿

市、和水町と一体となり道路整備期成会を設置して要望を行っている。

A 建設課長 県は昭和63年以降買収交渉を行っている。交渉不調の原因としては、町外の方で買収単価の折り合いもつかないと聞いているが、交渉支援なども行いながら引き続き要望を行っていききたい。

Q 国会審議がごたごた付税が先送りされる事態となっている、町の財政状況はどうか。

A 総務課長 特例公債法案が廃案となつているが、市町村分については従来通り9月に一括して交付されており、町においては現時点では影響はない。しかし早急に成立しなければ今後影響が出てくる恐れがある。

職務怠慢の一撃指摘に、総務課長としてあるまじき態度

橋永



9番議員
橋永芳政

「私に喧嘩、うってるんですか」の暴言

総務課長

Q 23年12月に代議士を介して、国会へ中間地整備事業の継続と新規採択、工業団地の造成、スマートインターチェンジの設置に関して陳情。そのかいあって、翌日は経済課長と当時の建設課長は衆議院会館で、IC設置要望の勉強会まであった。その間、町長と私は、特に道路族の有力代議士に町長と強く熱くスマートICの設置を陳情した。それなりの成果も感じて帰ってきたが、にも関わらず、周辺との市町、企業等の勉強会は未だに開催されておらない。今まで何をしていたのか怠慢と思うが。

A 総務課長 スマートインターの整理は、南関町の発展に対して大き



な有効な手段。

本年6月の議会において、スマートICの構造設計等の補正予算の承認頂き、現在設計業務の委託を行っている。

Q 建設業者の入札指名審査会、いかなる理由で指名に入れたり外したりするのか。そしてまた、測量設計業者などは、指名審査会に諮られないと聞いているが本当か。

A 建設課長 工事や業務委託の種別に応じて、指名業者を選定推薦しており、基本は、円滑に事業が進ちよくすることを念頭に、留意す

Q 町内の合併浄化槽業者が落札しても、下請業者に丸投げで工事が行われており、町のチェック体制はどうか。設置許可申請業者が落札せず違う業者が落札。両方の業者に対し施工主は、気の毒で、気がかり新築の場合とか、リフォームなどは特に言える。

A 建設課長 一括下請けは、建築業法第22条で禁止されており、抵触すれば元請け、下請けともに営業停止等の厳しい

の事業者の推薦にも努めている。

る事項は、手持ち工事の状況、施工実績、地理的条件、技術的な適正などが上げられ、また、受注機会の公平性も重要な観点と考えている。町の予算を執行することから、町内

措置がとられる。契約時点からの指導を強化し、現場立ち会い、段階検査など、現場の確認を適正に行い、疑念を抱かれる事の無い様に努めていきたい。

住宅の施工業者、排水工事をされる業者と浄化槽を入れる業者が相違するという問題、課題が生じた所もあり、前課長からの申し送り事項で、随意契約はできないかと研究をする様にお話を頂いており、そのような事例を実施されている所を研究しながらこの事業を進めていければ、よりスムーズに浄化槽への転換が進むのではないかと考えている。

